

業 務 速 報

NO. 1352
2023. 9. 12
J R 東海労働組合
発行 淵上 利和
編集 斉藤 孝紀

要求1つも通らず！

2023年度労働協約改訂及び労働条件改善 第8回団体交渉(会社回答)

本部は本日、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善の第8回団体交渉を開催しました。今団体交渉で会社から回答が示されましたが、J R 東海労からの要求は一つ通りませんでした。本部は持ち帰り検討としました。

【回答項目】

1. フレックスタイム制の拡大
2. 昇格試験における欠勤期間の取扱いの変更
3. 職名の新設
4. 基本協約の条文の改訂
5. スマートワークの導入
6. 新幹線通勤の区間拡大
7. 出張時等における新幹線指定席利用の変更
8. 勤務関係帳票類の変更
9. エリア・チェンジ制度の利用申請要件の拡大
10. 社員持ち株会の見直し
11. 職場つみたてN I S Aの導入
12. 技術開襟シャツの見直し

若干の議論

組合：就業規則の条文の改訂で、第55条「②社員からの訓練日時の変更申請があり、会社が承認した場合」とあるが、具体的にはどういうことか。

会社：新幹線乗務員を対象に、オンライン訓練対応として改訂するものである。

組合：会社が承認した場合としているが、意図的に判断しないこと。在来線で、訓練日が一旦変更となった後、静岡支社の人事課から一方的に訓練変更はけしからんとなったことがある。明らかに意図的である。

組合：フレックスタイム制の拡大について、運輸区所などの添乗指導を行う場

合も該当としているが、乗務員勤務制度との関係はどうなるのか。

会社：作業ダイヤに従事しない管理者なので、当直助役は関係ない。指導助役が対象となる。フレックス制を適用した場合は、乗務員勤務制度の対象とはならない。

組合：開襟シャツ変更では、車両所が対象となるということか。

会社：そうである。通気性・速乾性を向上させたつくりになっている。

会社：基本協約妥結に向けて検討されたい。

組合：今回示された項目は経費が余計にかかるようなものはない。J R東海労が申し入れた要求は何一つ通っていない。持ち帰り検討する。

以 上



回答にあたって

代表取締役社長 丹羽 俊介

本日、協約改訂交渉において、主に働き方や、働く環境の整備の観点からの制度改正を回答しました。この改正の意義等につき、ご説明します。

コロナ禍を経て、当社は大きな変革期を迎えています。安全輸送の確保を大前提に、今まで以上に新しい発想・技術によってサービスの創出に挑戦することで「収益の拡大」に取り組むとともに、「業務改革」を引き続き強力に推進し、経営体力の再強化を図る必要があります。その実現のためには、過去のやり方に捉われることなく、挑戦を重んじ、成果を出すべく力強く物事を進めていかなければなりません。

当社はこれまで、安全・安定輸送に必要な規律やチームワーク、一体感を高めてきましたが、今後はこれをベースに、経営理念をより高いレベルで実現するべく、「自由に考え、大いに議論し、粘り強くやり抜く」という企業文化を作り上げていきたいと考えています。そのような企業文化の中で、社員全員がチャレンジ精神を持って互いに切磋琢磨しながらより良い仕事ができるよう、今後、人事制度の面からも検討を深めていきます。

今回の交渉では、社員一人ひとりが高い意欲を持って、自律的に生産性の高い仕事をするための働き方の導入や、全ての社員が安心して長く働けるような環境の整備について、精力的に議論を行ったうえで回答を行いました。具体的には、非現業に「スマートワーク」を導入することで、より柔軟な働き方を実現し、社員が高い自律性をもって仕事の成果を挙げるための仕組みを整えます。また、一部の現業機関等においてフレックスタイム制の適用を拡大します。さらに、昇格試験の受験資格の見直しやエリア・チェンジ制度の利用申請要件の拡大により、子育て支援の充実を中心とした働く環境の整備も行います。

今後も、社員の皆さんが能力を高め、それを最大限に発揮し、やりがいを持って働けるような制度や環境を整えることを通じて、更に強い会社にしていきます。引き続き「日本の大動脈と社会基盤の発展に貢献する」という経営理念のもと、誇りと自信をもって我々の使命を果たしていきましょう。

資 料 目 次

令和5年9月12日
人 事 部

【制度等の改正に関する事項】

1. フレックスタイム制の拡大
2. 昇格試験における欠勤期間の取扱いの変更
3. 職名の新設
4. 基本協約の条文の改訂
5. スマートワークの導入
6. 新幹線通勤の区間拡大
7. 出張時等における新幹線指定席利用の変更
8. 勤務関係帳票類の変更
9. エリア・チェンジ制度の利用申請要件の拡大
10. 社員持株会の見直し
11. 職場つみたてNISAの導入
12. 技術開襟シャツの見直し

フレックスタイム制の拡大

フレックスタイム制について、以下のとおり拡大する。

1 内容

(1) 以下の箇所をフレックスタイム制の適用箇所とする。

- ① リニア開発本部 山梨実験センターの車両基地駐在
- ② 中央新幹線建設部 機械工事部の各駐在

(2) 駅、運輸区所、車両区所、工場で勤務する社員の一部（作業ダイヤに従事しない日勤の管理者等）にフレックスタイム制を適用する。これに伴い、就業規則第 84 条（添乗指導を行う場合）及び第 84 条の 2（臨時に乗務した場合）において、フレックスタイム制を適用可能とする。

(3) 技術開発部において研究開発業務に従事する研究員にフレックスタイム制を適用し、役付手当、割増賃金を支給する。これに伴い、主任研究員の職名を新設することとし、裁量労働制、研究員手当を廃止する。

(4) 契約社員就業規則第 4 条の規定により雇用された契約社員にフレックスタイム制の適用を可能とする（フレックスタイム制の適用箇所でも勤務する場合に限る）。

2 実施期日

令和 6 年 1 月 1 日

ただし、1（4）は令和 5 年 10 月 1 日とする

昇格試験における欠勤期間の取扱いの変更

昇格試験の受験資格における欠勤期間の取扱いについて、以下のとおり変更する。

1 内容

昇進規程第8条第1項に定める欠勤期間から、育児休職期間の全てを除外する。

2 実施期日

令和6年4月1日

職名の新設

医療社員の職名について、以下のとおり変更する。

1 内容

副保健長の職名を新設し、賃金規程別表第1に定める医療社員等級区分表に追加する。

2 実施期日

令和5年10月1日

就業規則の条文の改訂

以下のとおり、就業規則の条文を改める。

1 内容

- (1) 就業規則に「会社施設内において個人所有端末の業務利用を認める場合、通信費等は原則自己負担とする」旨を規定する。
- (2) 就業規則第 38 条第 4 号において規定する「実勤務」について、育児休職等規程に定める所定労働時間の短縮措置を受ける社員、介護休職等規程に定める労働時間の短縮の措置を受ける社員及びフレックスタイム制により勤務する社員の取扱いを明記する。
- (3) 就業規則第 55 条に「㊟社員から訓練日時の変更申請があり、会社が承認した場合」を加える。

2 実施期日

令和 5 年 10 月 1 日

ただし、1 (3) は令和 6 年 4 月 1 日とする

スマートワークの導入

I C Tを活用した時間と場所に縛られない働き方（スマートワーク）を導入し、社員がより高いパフォーマンスを自律的に発揮できる環境を整備する。

1 内容

（１）フレックスタイム制の自由度向上

- ・フレキシブルタイムの範囲内において設定する複数のパターンの中から、社員が任意にコアタイムを選択することを可能とする（業務に支障しない場合に限る）。

（２）通勤時等の執務

- ・新幹線等での通勤時（単身赴任者が自宅と単身赴任先を移動する際の時間を含む）に業務を行うことを認める。
- ・上限は１週あたり７時間３０分とする。

（３）在宅勤務の変更（試行）

- ・フレックスタイム制を適用している非現業機関に勤務する社員について、計画書に基づく在宅勤務を認める。在宅勤務時間の上限は１週あたり７時間３０分とし、複数日に分散して実施することを可能とする。
- ・なお、小学６年生の終期に達するまでの子を養育する又は要介護者を有する社員については、上記に加えて、さらに週７時間３０分を上限に在宅勤務を認める（１週あたり１５時間まで）。

（４）東海道新幹線の利用区間が３００キロを超える通勤の変更（試行）

- ・試行中の東海道新幹線の利用区間が３００キロを超える通勤対象について、区間を東京～新大阪間に拡大する。

2 対象

フレックスタイム制により非現業機関に勤務する社員

3 実施期日

令和６年１月１日

新幹線通勤の区間拡大

通勤手当における東海道新幹線の利用可能区間について、以下のとおり拡大する。

1 区間

- ・東京～品川間
- ・熱海～三島間
- ・静岡～掛川間
- ・掛川～浜松間
- ・浜松～豊橋間
- ・豊橋～三河安城間
- ・三河安城～名古屋間

2 実施期日

令和5年10月1日

出張時等における新幹線指定席利用の変更

出張時等における東海道新幹線の普通車指定席の利用について、試行を終了し、本導入とする。

1 内容

(1) 対象者

C 2 等級までの社員（専任社員を含む）

(2) 対象

国内出張、赴任及び助勤。ただし、東海道新幹線において「社用 E X」により乗車する場合に限る。なお、お客様のご乗車に影響が想定される場合等を除く。

(3) 利用区分及び適用方

東海道新幹線において「普通車（指定席）」を利用することができる。

(4) 労働時間に算入される移動時間について

出張時において労働時間に算入される移動時間については、業務に従事することが原則であり、普通車指定席を利用する場合もこの原則による。

2 実施期日

令和 5 年 10 月 1 日

勤務関係帳票類の変更

勤務関係帳票類について、以下のとおり変更する。

1 内容

- (1) 全員がJネットユーザーの箇所を対象とし、超勤整理簿の捺印を省略することを認める。
- (2) 出務証明書を廃止する。

2 実施期日

令和5年11月1日

エリア・チェンジ制度の利用申請要件の拡大

エリア・チェンジ制度の利用申請要件について、以下のとおり拡大する。

1 内容

- (1) 「結婚後 3 年以内にエリアを跨ぐ異動を希望した場合」を追加する。
- (2) 「育児休職からの復職時に希望した場合」を「育児休職復職後に希望した場合」に変更する。

2 実施期日

令和 5 年 12 月 1 日

社員持株会の見直し

J R東海社員持株会について、以下のとおり拡充する。

1 内容

(1) 奨励金率について、3段階とする。

- ・積立金の8%及び事務代行手数料相当額(年間600円プラス消費税相当額)を支給する。
- ・100株を超えた後の抛回数以下の回数を超えた場合、持分の一部引出しを行うまでの期間は、奨励金率を増率する。

抛回数が連続して42回を超えた場合	10%相当額
抛回数が連続して70回を超えた場合	12%相当額

(2) 毎月の抛出金の上限を、基本給の30%を超えない範囲に増額する。

(3) 紙の明細を廃止し、WEB配信サービスを開始する。

2 実施期日

令和5年10月1日

なお、奨励金率については令和5年10月からカウントを開始し、10%の増率適用は、最短で令和8年10月からとなる。

職場つみたてNISAの導入

以下のとおり、職場つみたてNISAを新たに導入する。

1 内容

「令和5年度税制改正」にあわせ、社員が新NISA制度（少額投資非課税制度）を活用して給与天引きで資産形成できる、職場つみたてNISAを導入する。

2 実施期日

令和6年1月1日

技術開襟シャツの見直し

以下のとおり、技術開襟シャツを見直す。

1 内容

技術開襟シャツの素材及び仕様を改良し、通気性、速乾性、機能性等の向上を図る。

2 実施期日

令和6年4月1日以降、準備でき次第貸与する。

< 参考資料 >

令和5年度 協約改訂

【制度等の改訂に関する事項】

1. フレックスタイム制の拡大

	現行	改正
リニア開発本部 山梨実験センター車両基地	フレックス 対象外	<u>フレックス 適用可</u>
中央新幹線建設部 機械工事事務所		
駅、運輸区所、車両区所、工場の一部社員 (作業ダイヤに従事しない日勤管理者等)		
技術開発部 研究員		
フレックス適用箇所勤務する契約社員		

2. 昇格試験における欠勤期間の取扱いの変更

育児休職期間	現行	改正
0歳～1歳	全期間出勤扱い	全期間出勤扱い
1歳～3歳 小学校就学始期から半年	4分の1のみ 出勤扱い	<u>全期間出勤扱い</u>

3. 職名の新設

	現行	改正
職名	保健長 主任保健師 保健師	保健長 <u>副保健長</u> 主任保健師 保健師

4. 就業規則の条文の改訂

	現行	改正
個人所有端末の業務利用	通信費等の取扱いについて定めなし	<u>就業規則に明記</u>
私傷病による欠勤からの 復帰取扱い	フレックスタイム制適用者、育児短縮 休暇等適用者の扱いについて定めなし	
運輸所オンライン訓練	「訓練の変更」が就業規則第55条の 勤務変更の例示事由に記載なし	

5. スマートワークの導入

- ・非現業社員に以下の制度を導入する。

	現行	改正
フレックスの コアタイム	11時～14時	<u>7時～22時の中のパターンから 任意に選択可能</u>
通勤時の執務	不可	<u>新幹線等での通勤時 (単身赴任者の移動含む)に可能 (週7.5時間まで)</u>
在宅勤務	育児介護社員のみ 週7.5時間まで	全社員：週7.5時間まで <u>育児介護社員：週15時間まで</u>
長距離通勤	育児介護社員のみ 東京～名古屋	全社員 東京～新大阪

6. 新幹線通勤の区間拡大

	東京																	
品川	○	品川																
新横浜	○	○	新横浜															
小田原	○	○	○	小田原														
熱海	○	○	○	○	熱海													
三島	○	○	○	○	○	三島												
新富士	○	○	○	○	○	○	新富士											
静岡	○	○	○	○	○	○	○	静岡										
掛川	○	○	○	○	○	○	○	○	掛川									
浜松	○	○	○	○	○	○	○	○	○	浜松								
豊橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊橋							
三河安城				○	○	○	○	○	○	○	○	三河安城						
名古屋				○	○	○	○	○	○	○	○	○	名古屋					
岐阜羽島					○	○	○	○	○	○	○	○	○	岐阜羽島				
米原							○	○	○	○	○	○	○	○	米原			
京都									○	○	○	○	○	○	○	京都		
新大阪										○	○	○	○	○	○	○	○	

新たに通勤を認める区間

スマートワークにより通勤を認める区間

7. 出張時等における新幹線指定席利用の変更

		現行	改正
L等級以上		利用可	利用可
C等級 以下	繁忙期 (全列車)	利用不可	<u>利用可</u>
	こだま	利用不可	<u>利用可</u>
	その他	利用可	利用可

8. 勤務関係帳票類の変更

		現行	改正
超勤 整理簿	全員 Jネット ユーザー	捺印必要	捺印不要
	非ユーザー あり		捺印必要
出務証明書		一部の転勤、 助勤等	<u>廃止</u>

9. エリア・チェンジ制度の利用申請要件の拡大

	現行	改正
育児	育児休職復職時	<u>育児休職復職時～退職まで</u>
介護	介護が必要な時	介護が必要な時
結婚	—	<u>結婚後3年間</u>

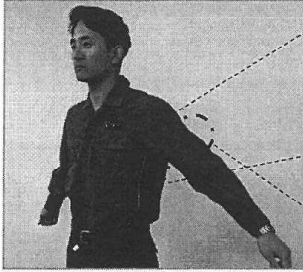
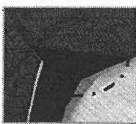
10. 社員持株会の見直し

	現行	改正
奨励金率	一律8%	<u>12% (100株保有後、5年以上引出し無)</u> <u>10% (100株保有後、3年以上引出し無)</u> <u>8% (上記以外)</u>
拠出金額上限	基本給の20%	<u>基本給の30%</u>
拠出状況の 確認方法	紙 (年3回)	<u>WEB (随時)</u>

11. 職場つみたてNISAの導入

	改正
積立方法	<u>毎月積立</u> (給与天引き)
奨励金	無し
運用状況確認	<u>WEB・アプリ</u>

12. 技術開襟シャツの見直し

現行	改正
<生地> ・ポリエステル 65% ・綿 30% ・消臭ナイロン 5%	<生地> ・ポリエステル 88% ・綿 5% ・消臭ナイロン 7% 通気性・速乾性向上
<デザイン・色> ・汚れが目立ちにくい濃いブルー ・差し色効果でスタイリッシュに 	<デザイン・色> ・汚れが目立ちにくい濃いブルー ・差し色効果でスタイリッシュに  腋下メッシュ ⇒通気性向上 左腕ペン挿し追加 ⇒機能性向上 後ろ身頃プリーツ ⇒動きやすさ向上  ベンチレーションテープ ⇒通気性向上 